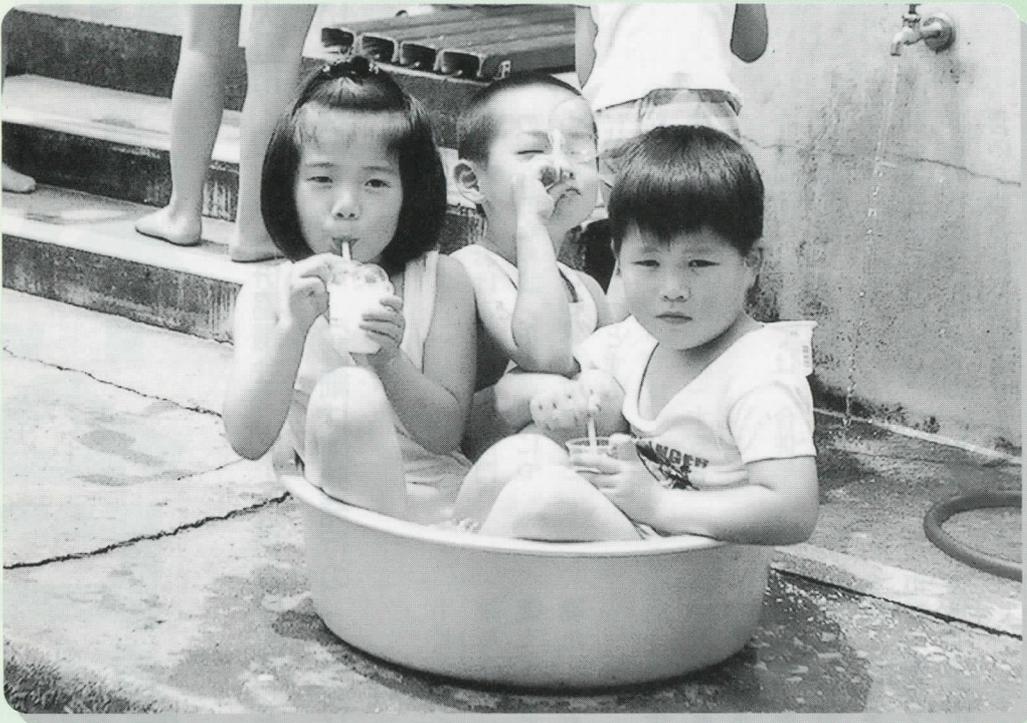




広報

い ず み

人口755人・男365人・女390人・出生1人・死亡1人・転入7人・転出5人・世帯数281世帯・外国3人 7月1日現在



タライの中に、
3人がギューギュー詰めになりながらも、
仲良くしゃぼん玉を楽しんでいます。

(朝日保育所)

2004年夏号
No.446

市町村合併問題

第十回大野市・和泉村合併協議会（以下「合併協議会」という。）と第十一回合併協議会の主な

ものについてお知らせします。（詳細は随時発行の「和泉村の合併を考える」をご覧ください。）

◇各種事務事業の取扱い・総務、企画関係（協定項目1）

◎総務・企画関係の各種事務事業について

については、原則大野市の制度に統一するものとする。

ただし、和泉村独自の制度である防犯灯の設置・維持管理や有線放送については、現行のとおり継続するものとする。

消防団については、合併時に新市消防団として統合するものとし、分団数及び団員数は現状を維持するものとする。

◇各種事務事業の取扱い・住民福祉関係（協定項目2）

◎住民福祉関係の各種事務事業については、原則として大野市の制度に統一するものとし、両市村の住民福祉関係の施設については、現行のとおり引継ぎ効率的な運営を行うものとする。

ただし、

①和泉地域における保健福祉部門の総合的な相談・指導業務については、当面は和泉支所（仮称）において行うものとする。

②保育所保育料については、合併後三年間で段階的に統一するものとする。

③介護保険料については、合併年度に限り現行の額によるものとする。

④社会福祉協議会については、合併後の社会福祉協議会の安定運営のための経過措置として、数年間は財政支援を行うものとする。

⑤市営バス（村営バス）については、当面現行どおり運行することとし、合併後に総合的な検討を行うものとする。

⑥和泉村の介護総合センター「わくわく館」については、デイサ

ービスセンターとしての機能は継続することとするが、在宅介護支援センターとしての機能は廃止するものとする。

大野市長は、和泉村長から同地域の区域に「地域自治区」を設置したいとの申し入れがあったことを明らかにした。

※在宅介護支援センターは、要介護高齢者等の総合的な相談業務や関係機関との連絡調整を図ることを目的とし、現在その機能を和泉村社会福祉協議会に委託している。合併後は和泉支所（仮称）や大野市在宅介護支援センター聖和園が和泉地域を担当する。

住民自治の強化を目的とした地域自治区については、国会で審議中の合併三法案に盛り込まれており合併協定項目としていなかった。しかし、「合併の是非に関する重要項目であり、正式に議論する必要がある」との委員の意見により、協議のあり方を両首長で検討することとなった。

◇市町村建設計画について

今回「大野市・和泉村新しいまちづくり計画書（案）」が示され、慎重審議のため継続協議となった。

※「大野市・和泉村新しいまちづくり計画書（案）」をご希望の方は総合政策課まで申し出ていただくか、ホームページをご覧ください。

◇その他

◎地域自治区について

合併協定項目一覧 (第11回合併協議会 16年5月14日まで)

| No. | 協定項目 | 説明 | 協議結果 | 協議状況 |
|-------------------------|---------------------|--|---|------|
| 基本的な協定項目 (5項目) | | | | |
| 1 | 合併の方式 | 合併方式について協議する。(「新設合併」・「編入合併」) | 編入合併 | 協議済 |
| 2 | 合併の期日 | 合併期日について協議する。(平成17年3月31日以前) | 平成17年2月1日 | 協議済 |
| 3 | 新市の名称 | 新市の名称について協議する。 | 大野市 | 協議済 |
| 4 | 新市の事務所の位置 | 新市の事務所の位置について協議する。 | 現在の大野市役所 | 協議済 |
| 5 | 財産の取扱い | 2市村の財産(土地、建物、債権及び債務等)の取扱いについて協議する。 | 大野市に引き継ぐ | 協議済 |
| 合併特例法に規定されている協定項目 (5項目) | | | | |
| 6 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | 合併後の2市村議会議員の定数及び任期について、合併特例法の特例措置の適用を協議する。 | 大野市の議会議員として引き続き在任するが、その人数は3人とする。 | 協議済 |
| 7 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | 2市村の農業委員の定数及び任期について、合併特例法の特例措置の適用を協議する。 | 大野市の農業委員として引き続き在任するが、その人数は3人とする。 | 協議済 |
| 8 | 地域審議会の取扱い | 合併関係市町村の区域を単位とし、市長の諮問又は必要に応じて意見を述べる事ができる附属機関の設置について協議する。 | | |
| 9 | 地方税の取扱い | 地方税(住民税、固定資産税、軽自動車税等)について、その取扱いを協議する。 | 大野市に統一。国民健康保険税は合併年度に限り現行税率。その後3年間別途負担調整措置。 | 協議済 |
| 10 | 一般職の職員の身分の取扱い | 一般職の職員の身分の取扱いについて協議する。 | 大野市職員として引き継ぐ等 | 協議済 |
| その他の協定項目 | | | | |
| 11 | 特別職の職員の身分の取扱い | 市村長、助役、収入役、教育長などの特別職の職員の身分の取扱いについて協議する。 | 村長、教育長は失職する | 協議済 |
| 12 | 条例、規則等の取扱い | 新市における条例、規則等の取扱いについて協議する。 | 大野市の条例等を適用 新規制定、改正可 | 協議済 |
| 13 | 事務組織及び機構の取扱い | 新市における事務組織・機構、行政委員会・附属機関の取扱いについて協議する。 | | 継続協議 |
| 14 | 一部事務組合等の取扱い | 2市村が加入している一部事務組合や広域行政事務組合、公社、第三セクター等の取扱いについて協議する。 | 一組は脱退。消防は大野市に引継ぐ。公社は統合できるようにする。三セクは継続。 | 協議済 |
| 15 | 使用料、手数料の取扱い | 公共施設の使用料や証明等の手数料などについて、その取扱いを協議する。 | 大野市の制度に統一。均衡と従来からの経緯に配慮。 | 協議済 |
| 16 | 公共的団体等の取扱い | 2市村の行政区域内にある公共的団体等の統合について協議する。 | 各団体の実情等を尊重して統合整備に努める。 | 協議済 |
| 17 | 補助金、交付金等の取扱い | 2市村が各種の団体又は事業に交付している補助金や交付金の取扱いについて協議する。 | 大野市の制度に統一。均衡と従来からの経緯に配慮。 | 協議済 |
| 18 | 町・字の区域及び名称の取扱い | 町・字の区域や名称の取扱いについて協議する。 | 現行のとおり 大野郡和泉村〇〇→ 大野市〇〇 | 協議済 |
| 19 | 慣行の取扱い | 新市の憲章、花、木、鳥、宣言などの慣行について協議する。 | 市章、シンボルマーク、憲章は大野市のものを用いる。 花・木・鳥は新たに作る。 | 協議済 |
| 20 | 各種事務事業の取扱い | 2市村で実施している各種事務事業の取扱いについて協議する。 | | |
| 1 | 総務・企画関係 | 行政組織、税務、情報化・電算化、広報広聴・情報公開等、消防・防災、地域行政、姉妹都市・地域間交流、議会など | 原則大野市の制度に統一。防犯灯、有線放送は現行どおり。消防団は統合。 | 協議済 |
| 2 | 住民福祉関係 | 福祉、保健衛生、生活環境、住民、公共交通など | 原則大野市の制度に統一。施設は現行どおりで、効率的運営。福祉保健の相談、指導は支所で。 | 協議済 |
| 3 | 産業経済関係 | 農林水産、商工労働・観光など | 原則大野市の制度に統一。施設は現行のとおり。村独自の助成制度は当面継続。 | 協議済 |
| 4 | 建設関係 | 建設、上・下水道、住宅、都市計画など | | |
| 5 | 教育関係 | 学校教育、社会教育、保健体育など | 原則大野市の制度に統一。村中央公民館は和泉公民館(仮)とする。村独自の助成制度は当面継続。 | 協議済 |
| 21 | 市町村建設計画 | 市町村建設計画を作成する。 | | |

和泉村の

有線放送・テレビ・インターネットが ひとつになって新しく整備されます

○今はこんな問題があります。

〈テレビ〉

- チャンネル数が地区によってバラバラ。
- ケーブルが古かったり、アンテナの位置が悪かったりして映りが悪いが、ケーブルの張り替えやアンテナの維持・管理にはかなりの費用がかかる。
- 地上波デジタル放送になると新しいテレビが高額な機器を買わないとテレビが見られなくなる。

〈オフトーク（有線放送）〉

- 老朽化しているうえ、かわりの機器や部品もすでに製造中止になっている。
- 電話を使うと放送が途切れてしまう、放送の時間にいなかった場合、聞き逃すことがある。

〈インターネット〉

- ほかの市町村では高速インターネットが使えるのに、村では電話回線を利用したISDNしか使えない。

○今回の全村整備では、今までの問題点を次のように解決します。

〈テレビ放送〉

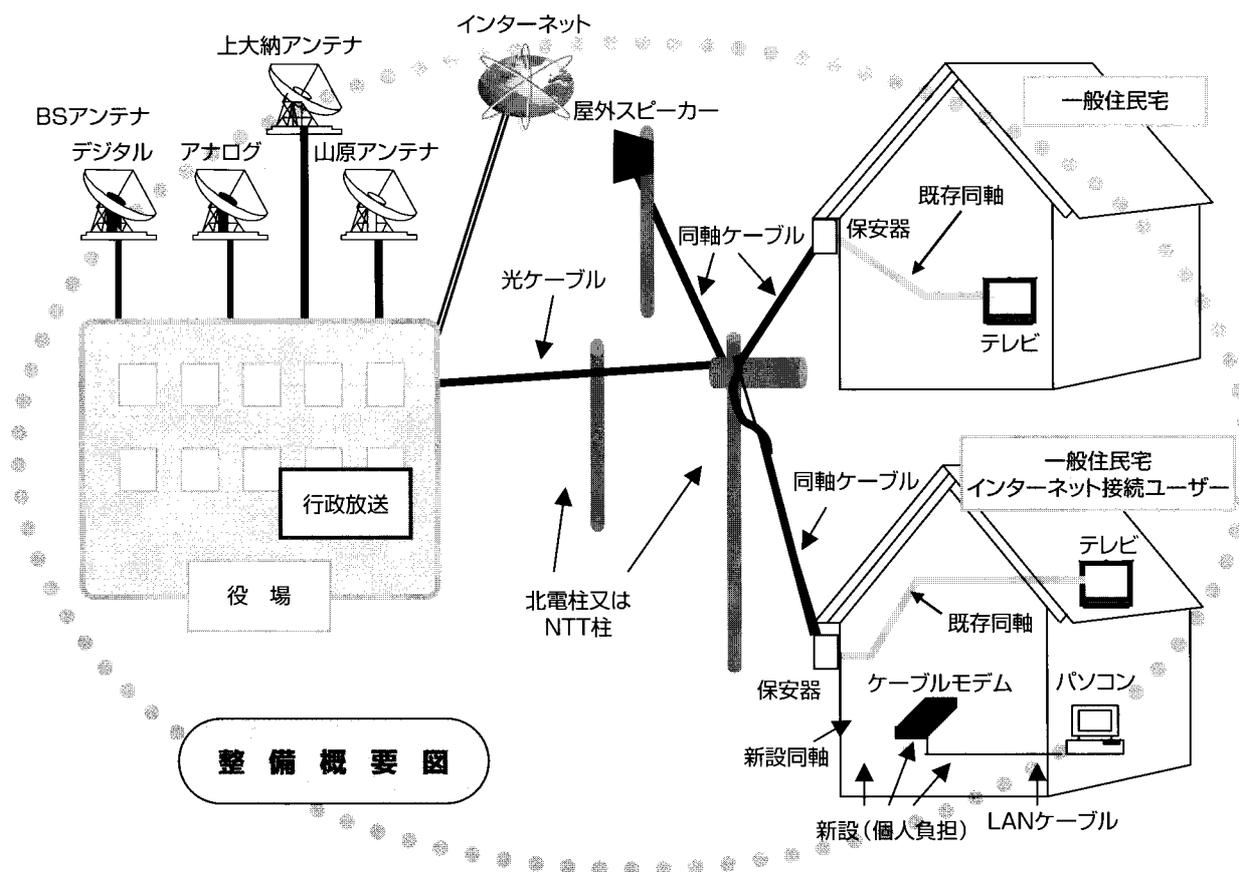
- ◎チャンネル数を全村統一し、全10チャンネル以上を配信します。
 - ・（NHK）NHK教育、NHK総合、BS-1、BS-2
 - ・（民放）福井放送、福井テレビ、CBC（中部日本放送）、名古屋テレビ
 - ・自主放送（役場からのお知らせ等文字・音声・映像での放送）
 - ・さらに BSデジタル放送をアナログ放送として視聴できます。
- ◎全村に新しいケーブルを整備します。
 - ・現在の同軸ケーブルは使用せず、新しく光と同軸のケーブルを敷設します。
 - ・電柱は、今の低いテレビ柱ではなく基本的に北電柱もしくはNTT柱に切り替えます。
- ◎地上波デジタル放送に対応します。
 - ・2011年、現在のアナログ波が停止しても、今のままでテレビ番組が見られます。
 - ・デジタル波対応の機器を購入すると、デジタル放送を見ることができます。

〈オフトークにかわるテレビの自主放送でのお知らせ〉

- ◎役場からのお知らせや村内情報が、テレビの一つのチャンネルを使って、自主放送として文字・音声や映像で流れます。
- ◎防災・緊急放送や時報は今までどおり外部スピーカーを使います。

〈インターネット〉

- ◎今回整備された施設で、高速のインターネットが全村で利用できるようになります。



○今回の整備については宅内設備以外、全て行政負担で行います。

・オフトーク関連機器などは回収します。

○今回整備された施設は、今後、行政が運営・管理し、次の業務を行います。

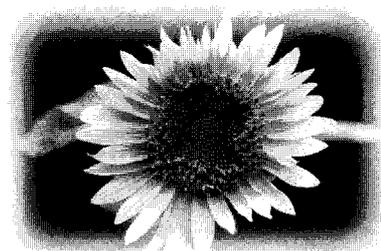
- ①施設の維持管理、点検
 - ②申込み受付 (テレビ新規加入・脱退、NHKの加入申込 (必須)、インターネット加入・脱退等)
 - ③料金徴収 (原則として金融機関による口座振替)
 - ④故障受付、修理 (個人の過失によるものは修理依頼を受け、業者を紹介)
 - ⑤センター側管理、インターネットユーザー登録・設定
 - ⑥ケーブルモデム設置、宅内配線工事※
 - ⑦パソコン等初期設定サポート※
- } ⑥、⑦は個人でも設定可能なため、オプションとします。

※ケーブルモデムは役場より無償貸与します。

料金やその他くわしい内容については、決まり次第お知らせします。

お問い合わせ先

和泉村役場 総合政策課 ☎78-2111
E-mail : seisaku@vill.izumi.fukui.jp



平成15年度 財 政 状 況

平成15年度一般会計の予算状況は、5月末における予算総額が25億8,790万8千円となり当初予算と比較して4億2,890万8千円の増（19.9%）となりました。
歳入、歳出の費目については、下記のとおりです。

平成15年度 一般会計予算の状況

(平成16年5月末現在)

【歳入】

【歳出】

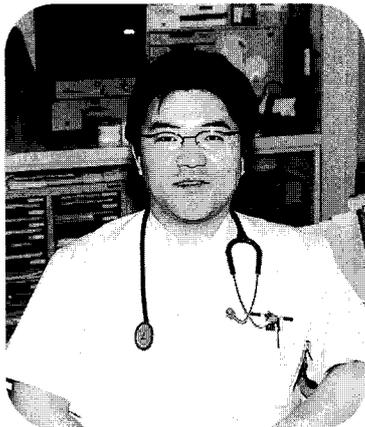
(単位：千円)

| 区 分 | 繰越額 | 当初予算 | 補正額 | 現計予算 | 収入済額 | 収入率 (%) | 区 分 | 繰越額 | 当初予算 | 補正額 | 現計予算 | 支出済額 | 執行率 (%) |
|-----------------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|--------------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|
| (1) 村 税 | | 211,956 | △ 3,506 | 208,450 | 204,989 | 98.3 | (1) 議 会 費 | | 47,171 | △ 312 | 46,859 | 46,165 | 98.5 |
| (2) 地方譲与税 | | 13,863 | 0 | 13,863 | 14,043 | 101.3 | (2) 総 務 費 | | 322,844 | 84,007 | 406,851 | 392,959 | 96.6 |
| (3) 利子割交付金 | | 824 | 0 | 824 | 999 | 121.2 | (3) 民 生 費 | | 154,669 | △ 4,106 | 158,775 | 153,097 | 96.4 |
| (4) 地方消費税交付金 | | 8,953 | 0 | 8,953 | 8,963 | 100.1 | (4) 衛 生 費 | | 141,638 | △14,042 | 127,596 | 125,076 | 98.0 |
| (5) 自動車取得税交付金 | | 7,591 | △ 424 | 7,167 | 7,166 | 100.0 | (5) 労 働 費 | | 189 | 46 | 235 | 234 | 99.6 |
| (6) 地方特例交付金 | | 4,200 | △ 183 | 4,017 | 4,017 | 100.0 | (6) 農林水産業費 | 29,451 | 177,256 | 30,243 | 236,950 | 189,597 | 80.0 |
| (7) 地方交付税 | | 860,000 | 133,640 | 993,640 | 993,640 | 100.0 | (7) 商 工 費 | 1,800 | 142,183 | 63,072 | 207,055 | 203,004 | 98.0 |
| (8) 交通安全対策特別交付金 | | 1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | (8) 土 木 費 | | 145,437 | △ 4,091 | 141,346 | 109,792 | 77.7 |
| (9) 分担金及び負担金 | | 10,137 | △ 1,674 | 8,463 | 8,356 | 98.7 | (9) 消 防 費 | | 48,820 | △ 256 | 48,564 | 48,564 | 100.0 |
| (10) 使用料及び手数料 | | 10,732 | △ 848 | 9,884 | 9,610 | 97.2 | (10) 教 育 費 | | 106,295 | 9,941 | 116,236 | 110,115 | 94.7 |
| (11) 国庫支出金 | 71,578 | 100,003 | △ 6,801 | 164,780 | 123,876 | 75.2 | (11) 災害復旧費 | 257,168 | 388,371 | △29,408 | 616,131 | 419,103 | 68.0 |
| (12) 県支出金 | 193,959 | 442,984 | △ 7,586 | 629,357 | 451,050 | 71.7 | (12) 公 債 費 | | 481,117 | 0 | 481,117 | 480,043 | 99.8 |
| (13) 財産収入 | | 27,527 | △ 1,230 | 26,297 | 26,387 | 100.3 | (13) 諸 支 出 金 | | 10 | 0 | 10 | 0 | 0.0 |
| (14) 寄付金 | | 1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | (14) 予 備 費 | | 3,000 | △ 2,817 | 183 | 0 | 0.0 |
| (15) 繰入金 | | 80,525 | △12,800 | 67,725 | 67,525 | 99.7 | | | | | | | |
| (16) 繰越金 | 882 | 20,000 | 27,512 | 48,394 | 48,395 | 100.0 | | | | | | | |
| (17) 諸収入 | | 90,803 | 1,789 | 92,592 | 92,534 | 99.9 | | | | | | | |
| (18) 村債 | 22,000 | 268,900 | 12,600 | 303,500 | 258,800 | 85.3 | | | | | | | |
| 計 | 288,419 | 2,159,000 | 140,489 | 2,587,908 | 2,320,350 | 89.7 | 計 | 288,419 | 2,159,000 | 140,489 | 2,587,908 | 2,277,749 | 88.0 |

診療所内科医師

むら 村
よせ 寄
ふみ 文
と 人
先生

五月一日、診療所の内科医師として、村寄文人先生が赴任されました。村寄先生は、平成十年に自治医科大学を卒業され、福井県立病院、若狭成人病センター、丹生診療所勤務を経て、このたび和泉村にいられました。



先生から 村民の皆さんへあいさつ

家庭医、それが、この地で私が目指す医師像です。皆さんが困った時に一番最初に、気楽に相談していただける医療のよりどころ、そんな機能を和泉村の診療所に持たせたいと思います。

ご意見、ご要望がありましたらお聞かせください。お願いします。

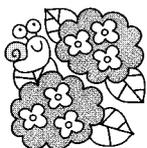
自衛官募集相談員に 吉村外治さん 委嘱される



五月二十五日、役場において自衛官募集相談員の委嘱式が行われました。委嘱されたのは、朝日地区の吉村外治さんです。

吉村さんは、昭和五十四年から相談員になられ、今回で十三期目、二十五年目になります。

委嘱は村長と自衛隊福井地方連絡長の連名から委嘱されるもので任期は二年です。



クリーン・アップ・ふくい大作戦



空き缶・
空きビン回収



四月十七日、クリーン・アップふくい大作戦「空きカン・空きビン回収」が行われました。

村民の方々、事業所、各種団体のみなさん、中学生、小学生のみなさんのご協力により、国道一五八号線沿いや県道沿いなどが、とてもきれいになりました。

この日、回収されたゴミの量は、約十トンでした。大変お疲れ様でした。

六月定例議会

第百九十三回和泉村議会定例会が六月十五日から十七日までの三日間召集されました。この定例会には、専決処分した事件の承認を求めめるものが四件、報告が一件、議案七件が上程、審議され原案どおり可決されました。

承認は、和泉村税条例の一部改正、平成十五年度和泉村一般会計補正予算第九次、平成十五年度和泉村国民健康保険事業特別会計補正予算第四次、平成十五年度和泉村繰越明許費繰越計算書で、報告は平成十五年度から平成十六年度へ繰越する額が決定したので報告されたものです。

議案は、平成十六年度一般会計補正予算第一次、平成十六年度簡易水道事業特別会計補正予算第一次、平成十六年度国民健康保険事業特別会計補正予算第一次、平成十六年度診療所事業特別会計補正予算第一次、平成十六年度老人医療事業特別会計補正予算第一次、平成十六年度介護保険事業特別会計補正予算第一次、九頭竜保養の里指定管理者の指定についてです。

第十八回 九頭竜新緑まつり

第十八回九頭竜新緑まつりが五月二十二日と二十三日の二日間行われました。今年も会場は、昨年に続いてJR九頭竜湖駅裏の笛資料館周辺で行われました。

開会式では、木下宏一まつり実行委員長のあいさつをはじめ、平成十五年度下半期九頭竜フォトコンテストの表彰式が行われました。

会場内では、村で採れた新鮮な山菜や、山菜のてんぷらなどが、テントの中でところ狭しと並



▲「田吾作のどじょうすくい」に、村民の方もとび入り参加!



▲琴恵流大正琴和泉支部の皆さんによる大正琴の音色が会場にひびきわたりました。

び、自然の味を買い求めに来た人達で賑わっていました。ステージは、「田吾作のどじょうすくい」で始まり、木工サークルの「木工品オークション会」、美宝の会の「新舞踊」、九頭竜楽しみ隊の「竹とんぼ・紙でオカリナPR」などが披露されました。「田吾作のどじょうすくい」では、村民の方もいっしょに飛び入り出演し、来場者を笑いでつつみ込む一コマもありました。

二日間共に、時折雨が降りましたが、県内外からたくさんの方々が訪れ、美しい新緑に囲まれながら、美味を堪能していました。

▼まつりと同時に第13回フォーラム青葉の笛も青葉の笛保存顕彰会の皆さんによって開催されました。



和泉消防団春季消防訓練 (九頭竜スキー場にて)

多様化する災害に対応するため、実践的な訓練をとおして消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、あわせて村民への防火思想の普及を図ることを目的に、四月二十五日、和泉消防団の春季消防訓練が行われました。

今年、九頭竜スキー場の林野火災を想定した火災防ぎょ訓練、九頭竜スキー場の林野火災で消火活動中に負傷した隊員一名を防災ヘリコプターにより救助する防災ヘリによる救助訓練、防災ヘリの消火バケットで地上から給水し、九頭竜スキー場へ空中散水する防災ヘリによる給水及び散水訓練が行われました。

訓練の後は、和泉村農林業者トレーニングセンターで表彰式が行われ、次の方々が受賞されました。

◎永年勤続精績章

- 第一分団 分団長 森尾 義治
- 第二分団 班長 林 久雄
- 第一分団 団員 表 泰郎
- 第一分団 団員 吉村 昌巳
- 第一分団 団員 井南 勝
- 第一分団 団員 谷口 久和
- 第一分団 団員 表 秀信

大野地区消防組合管理者表彰

◎永年勤続表彰

- 第一分団 団員 巢守 治和

村長表彰

- 第一分団 団員 三嶋 重和
- 第一分団 団員 木下 宏一

和泉消防団長表彰

◎功労章

- 第一分団 団員 三村 悟
- 第一分団 団員 下出 英樹
- 第三分団 団員 池田 誠一

◎表彰章

- 第一分団 班長 米倉 宇治
- 第一分団 団員 銅子 友紀
- 第二分団 団員 清水 和英

日本消防協会表彰

- ◎勤続章 第一分団 団員 水谷 光一

福井県消防協会表彰

- ◎表彰章 第一分団 部長 中山 継男
- 第三分団 班長 尾崎 一雄

- ◎功労章 第一分団 班長 尾崎 一雄



保育所

六月のある暑い日

六月のある暑い日のこと。子ども達は一斉に、ランニングシャツとパンツ姿になって園庭へと飛び出していきました。

一人の子どもが、ホースを取り付けてある蛇口を、キュッとひねり、アンパンマンのすべり台めがけて放水すると、お友達が、「ウォータースライダー」と言いながらうれしそうにすべってきました。これは、子ども達で考えたのですが、グッドアイデアです。水しぶきを浴びながら、とても楽しそうでした。

暑い日は、こんな風に子ども達で遊びを考えながらすすんでいるようです。



小学校

「子ども環境会議」

2004年に

選ばれる

朝日小学校五年生は、今年度の「子ども環境会議2004」に選ばれました。この「子ども環境会議2004」とは、福井県・岐阜県・三重県・滋

中学校

緑の少年団活動 緑の羽根募金

四月二十七日、緑の週間行事に伴い、緑の少年団（和泉中学校生徒）は、緑の羽根募金活動に市内の各事業所を訪問し、みなさんから貴重な寄付金をいただきました。

緑の少年団とは、昭和三十五年国土緑化推進委員会が「グリーン・スカウト」の名称で緑化を実践する少年団の結成を呼びかけたのがはじまりで、昭和四十四年、秋田県から緑の少年団の結成についての提案があり、以後各県で団数も増加し成長してきました。

和泉村緑の少年団は、昭和五十年に結成され、現在に至ります。

賀県の子ども達が一堂に会し、環境問題を身近な問題として考え、自分たちができることなどを互いに意見交換することで、環境に関する関心や活動意欲を高めようとするもので、毎年、各県から三校ずつ、全県合わせて十二校が選ばれ、対象は五年生または六年生です。

会議の会場は、今年は福井県になり、大野市で七月二十九日から三十日の夏休み、二泊三日で開催されます。子ども達は大野市の小売店、環境保全団体、企業等の協力を得て、四県の子ども達が、まちなかで環境に関する調査、体験を行う環境学習を

活動内容は、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動の三つに大別され、募金活動は奉仕活動の一つで、団結と協調の精神を育て、社会の一員としての自覚を養うためにも、大切な活動となっています。

今年度は、奉仕活動の募金活動のほかに、美化活動としてスキームの草刈り・清掃を行い、公共施設周辺の清掃作業に積極的に取り組む環境の緑化・美化に貢献しています。

また、学習活動の中では、椎首の菌打ちや、学校林の世話、きのこ栽培などの活動を通して地域の自然を理解し、実際に体験することや自然の中で生きることの重要性を学んでいます。

班別に実施します。その後、班ごとに意見交換、発表準備にとりかかります。そして、最後に、班ごとに二日間の成果発表、一人ずつ、「環境宣言」も行います。

普段、学校で総合的な学習の時間を中心に、和泉の自然を活かした活動や環境を見つめ直す活動をしてきましたが、この会議に参加することによって、和泉だけでなく、福井、日本、世界を視野に入れた環境問題を中心に活動を展開されることを、期待したいですね。

引佐町 笛がつなぐ町と村



青葉の笛保存顕彰会の交流がきっかけとなつて、四月十三日に静岡県引佐町より「井伊直親公の青葉の笛」レプリカが笛資料館に寄贈されました。井伊直親は、若くして今川義元の策略により殺されてしまうのですが、引佐町に残されている青葉の笛は、笛の名手であった直親を偲ぶ唯一の遺品として今も大切に保管されているものです。

平成十三年保存顕彰会がこの地を訪れたことに端を発し、青葉の笛を通じた交流が始まりました。引佐町でも青葉の笛保存の気運が高まり、レプリカを作成。そのうちの一本が本村に寄贈されたのであります。

四月十三日に引佐町教育委員会教育長をはじめ、保存に携わった方々が来村し、笛資料館にて贈呈式が行われました。引佐町の青葉の笛は、笛資料館に展示してありますので、どうぞご覧下さい。

また、六月四日には洞口教育長と顕彰会員とで引佐町の笛イベントに参加してきました。全国に数本点在する青葉の笛を通して、つながりの輪が広がっていきます。

SPORTS IZUMI

第26回和泉健康マラソン大会

6月6日、上大納のIZUMIクロスカントリースキーコースで第26回和泉健康マラソン大会が行われました。あいにく朝から雨が降りましたが、参加された皆さんは、持ち前のパワーで、全員完走しました。
結果は、次のとおりです。(敬称略)



| | | 1 位 | 2 位 | 3 位 |
|-------|-------------------------|---|--|---|
| 2km | 小学3・4年生男子 | 池田 湊 | 谷 祐哉 | 加藤 克彦 |
| | 小学5・6年生男子 | 徳堂 健汰 | 吉村 啓康 | |
| | 小学3・4年生女子 | 西 良恵 | 谷 遥耶 | 仲正 萌香 |
| | 小学5・6年生女子 | 道岸 沙和 | 池田いずみ | |
| | 40歳以上男子 | 阪井 幸人 | | |
| | 一般女子 | 八幡 智恵 | | |
| 3km | 中学男子 | 末永 聡史 | 泉 紘一郎 | 吉村 直記 |
| | 一般男子 | 前田 宏之 | 及川 元 | 末永 勝士 |
| | 中学女子 | 三嶋 真世 | 畑口 千夏 | 巢守 沙希 |
| | 一般女子 | 谷 悠佳子 | | |
| 1.5km | ファミリー1部 (小学生とその保護者) | 中内 雄紀 弘 | 池田 嶺 誠一 | 徳堂なつみ 安彦 |
| | ファミリー2部 (保育園児とその保護者) | 櫻川 天良 みゆき | 川口 菜絵 雄勝 | 中内 浩貴 喜恵 |
| 駅伝の部 | | ササキーズ 新井 大志 小柳 雅史 佐々木誠一 泉 紘一郎 | 森林組合 林 洋平 銅子 友紀 宮下 貴義 渡辺 トモヤ | 和泉中学校2年 吉村 直樹 亮多 末永 聡史 谷 直人 |

軽運動教室

「ちょっと汗を流す時間」

和泉村体育指導委員会では、「みんなが気軽に参加して、楽しく汗を流しましょう」ということで、軽運動教室を行っています。幅広い年代の人が楽しめるように、ルールも簡単で、参加したその日にゲームをいっしょに楽しめます。みなさん、お気軽にご参加ください。

- 参加申込不要
- 途中参加OK (午後8時くらいまでに会場にきていただければ十分楽しめます。)
- タオル、運動靴以外の持ち物は不要

今後の予定

ターゲットバードゴルフ

午後7時～9時
7月20、27日
9月7、14、21、28日
会場 村民グラウンド

インディアカ

午後7時～9時
11月2、9、16、30日
会場 村民体育館 (上大納)

第十九回職場対抗 ソフトボール大会

五月二十四日から二十八日にかけて第十九回職場対抗ソフトボール大会が、村民グラウンドで行われました。今年も、一日も雨に降られることなく順調に試合を、日程どおりに進めることができました。

- 活気のある声援につつまれていました。
- 接戦の末、結果は次のとおりとなりました。
- 一位 電源開発チーム
 - 二位 森林組合チーム
 - 三位 教職員チーム
 - 三位 役場・社協チーム

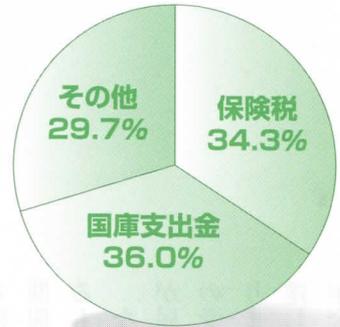


保険税の納付にご協力を！

●保険税は国保の大切な財源です。

国保を運営するうえで、皆さんに納めていただく保険税は欠かすことのできない大切な財源です。保険税がなければ、国保の財源はパンクし、皆さんにも大きな負担をかけることになってしまいます。

国保の財源構成
(厚生労働省資料/平成13年度)



●保険税の決まり方

予測される医療費から、皆さんが病院などで支払う一部負担金や、国などからの補助金を差し引いた分が保険税となります。

| 医 療 分 | |
|-------------------------------------|---------------|
| 所得割額 = (前年の所得 - 基礎控除額33万円) × 税率4.9% | 世帯の所得に応じて計算 |
| 資産割額 = 固定資産税額 × 税率48.3% | 世帯の資産に応じて計算 |
| 均等割額 = 加入者数 × 1人あたりの金額19,200円 | 世帯の加入者数に応じて計算 |
| 平等割額 = 1世帯あたりの金額22,800円 | 1世帯にいくらと計算 |
| 上限額(賦課限度額) = 53万円 | |

| 介護分 (40歳以上65歳未満の人のみが納めます) | |
|--------------------------------------|---------------------|
| 所得割額 = (前年の所得 - 基礎控除額33万円) × 税率0.74% | 第2号被保険者の所得に応じて計算 |
| 資産割額 = 固定資産税額 × 税率6.04% | 第2号被保険者の資産に応じて計算 |
| 均等割額 = 加入者数 × 1人あたりの金額3,900円 | 第2号被保険者の人数に応じて計算 |
| 平等割額 = 1世帯あたりの金額4,800円 | 第2号被保険者がいる世帯にいくらと計算 |
| 上限額(賦課限度額) = 8万円 | |

※ 40歳以上65歳未満の人の保険税額は、医療分と介護分を合わせた金額です。

●保険税を長い間納めないでいると

- ① 納期限を過ぎると督促が行われます。
 - ② それでも納めないでいると、通常の保険証のかわりに**短期被保険者証**が交付されます。
 - ③ 納期限から1年間を過ぎると、保険証を返してもらい、かわりに**資格証明証**が交付されます。
 - ④ 納期限から1年6ヶ月間を過ぎると、国保の給付が全部、または一部が差し止めになります。
 - ⑤ ②、③、④の措置を受けてもなお納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。
- (①～⑤の他にも、財産の差し押さえなどの処分を受けることもあります。どうしても納付が困難な人は、滞納のままにせず、早めにご相談ください。)

滞納期間に応じ
こんな措置が
とられます!



●保険税の納期は

| | |
|-----|----------------|
| 第1期 | 7月1日から同月31日まで |
| 第2期 | 9月1日から同月30日まで |
| 第3期 | 11月1日から同月30日まで |
| 第4期 | 1月1日から同月31日まで |

☆保険税を確実に納めるために、口座振替による納付をおすすめします。

手続き方法

手続きに必要なものを持って、市区町村指定の金融機関で手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- 納税通知書
- 預金通帳
- 印かん (通帳届け出印)

国民年金 広報の窓

●年金加入記録の事前通知および年金見込額のお知らせについて

社会保険庁では、平成十六年三月から年金の受給が近づいた五十八歳の方に対して、年金加入記録をお知らせするとともに、希望される方には年金見込額をお知らせすることとしました。

●年金加入記録のお知らせ

五十八歳になられた翌々月に、加入している年金制度やその期間などを記載した「年金加入記録のお知らせ」を社会保険業務センターからご本人宛にお送りし、年金加入記録について確認していただきます。

「年金加入記録のお知らせ」は、将来年金裁定請求を円滑に行うため、五十八歳になられた時点で、社会保険業務センターで管理している年金加入記録により、老齢基礎年金を受けるために必要な加入期間を満たしている方にお知らせするものです。

なお、「年金加入記録のお知らせ」が届かなかった方については、年金の受給資格が無いということではありませぬ。年金を受けられる年齢に達し、年金の請求手続きをする際に年金加入記録を確認いたします。

●年金見込額のお知らせ

「年金加入記録のお知らせ」に記載されている年金加入記録が確認できた方で、年金見込額の送付を希望される方には、同封の「確認はがき」を返送していただくことにより、後日「年金見込額のお知らせ」を送付いたします。(一ヶ月程度かかります。)

お問い合わせ先

専用電話

☆「年金加入記録のお知らせ」

☎(〇四二二)

七〇一〇〇七七

☆「年金見込額のお知らせ」

☎(〇四二二)

七〇一〇〇八八

平日の午前九時から午後五時まで受け付けています。

●国民年金保険料の免除申請制度をご存じですか？

国民年金は、二十歳から六十歳になるまでの四十年間、保険料を納めることになっていますが、その間には経済的な理由などでどうしても保険料を納められなくなることも考えられます。

このような場合、本人の申

請により承認されれば、保険料の納付が免除される制度があります。これを《申請免除》といいます。

★全額免除

保険料の全額が免除されます。

★半額免除

保険料の半額が免除されます。

★免除の対象となる所得〔収入〕のめやす……

申請免除は、前年の所得〔収入〕が対象となりますが、基準となる額は

別表① ○夫か妻のいずれかのみ所得(収入)のある世帯の場合

| 世帯員数 | 免除対象となる所得(収入)の目安 | |
|-----------------------------------|------------------|------------------|
| | 全額免除 | 半額免除 |
| 4人世帯(夫婦・子2人) (子の1人は16歳以上23歳未満) | 164万円 (260万円) | 285万円 (424万円) |
| 3人世帯(夫婦・子1人) (子は16歳未満) | 129万円 (208万円) | 215万円 (333万円) |
| 2人世帯(夫婦のみ) | 94万円 (159万円) | 172万円 (271万円) |

○単身世帯の場合

| 世帯員数 | 免除対象となる所得(収入)の目安 | |
|------|------------------|-----------------|
| | 全額免除 | 半額免除 |
| 単身世帯 | 35万円 (100万円) | 85万円 (150万円) |

※(注) なお、保険料の免除を受けるためには、被保険者本人だけでなく、配偶者・世帯主それぞれの所得(収入)も免除の基準となります。

世帯の構成などによって異なりますので、別表①を参考にしてください。

★免除される期間は……

免除される期間は、申請のあった前月分から翌年の六月までとなります。

平成十六年八月末までに免除の申請を行い承認されれば、平成十六年七月分から平成十七年六月分まで保険料が免除されます。

★免除された期間の年金額は……

免除された期間は、老齢基礎年金を受けるための期間として計算されますが、年金額は次のようになります。

■全額免除：保険料を全額納めた場合の三分の一の期間とします。

■半額免除：保険料を全額納めた場合の三分の二の期間とします。「※ただし、残り半分の保険料を納めた場合に限ります。」

●国民年金保険料の追納制度

追納制度とは、保険料の免除を受けた期間または学生納付特例に該当した期間の保険料を、あとから納付することにより、将来受け取る老齢

基礎年金の額を多くすることができ

ます。追納する場合は次のような条件があります。

①追納できる期間は十年間以内です。

②老齢基礎年金を受給している人は追納できません。

③追納するときは先に経過している免除期間から順に納付されます。

④平成十四年三月以前の免除された期間について追納するときは、経過期間に応じた金額が加算されます。「※ただし、申請免除期間と学生納付特例期間が両方ある場合は、学生納付特例期間が優先されます。」

●国民年金保険料の納付は便利で確実な口座振替で！

国民年金保険料の納付は、銀行や郵便局などの預貯金口座からの自動振替をお勧めします。

口座振替を利用することで、毎月指定の口座から引落しされますので納め忘れがなく安心で確実です。

口座振替の申込み用紙は、金融機関・社会保険事務所または役場に備え付けてありますので、国民年金保険料納付書と預貯金通帳の届印を持

参してお申し込みください。

お問い合わせ先

福井社会保険事務所

☎(〇七七六) 二三一〇〇二

福井年金相談センター

☎(〇七七六) 二二一四二六五

《国民年金加入の皆様へ》

ガンバルあなたに
おすすめたいな！

国民年金基金は国民年金にプラスする公的な年金です。

国民年金基金は……

◎将来受け取る年金を着実に増や

すことができます。

◎国民年金に上積みので、生活設計にあわせて年金のプランが立てられます。

◎予定利回りは、一・七五％に設定されています。

基金の掛金は……

◎掛金は、加入時の年齢により設定されていますので、早い時期に加入された方が負担も少なくてお得です。

◎掛金は、全額社会保険料として、

または、和泉村役場 村民生活室までお気軽にご相談ください。



所得控除の対象となります。

◎国民年金基金の掛金は、口座振替となっていますので、国民年金保険料も納め忘れのないよう口座振替のご利用をお勧めします。

基金の年金は……

◎加入期間が短くても掛金に応じた年金が支払われ、掛金は掛け捨てになりません。

◎受け取る年金は、公的年金等控除が適用されます。

◎年金受給前、または、保証期間中に万が一死亡された場合は、残りの年金相当額が遺族に支払われます。

国民年金基金のお問い合わせ先

福井県国民年金基金

☎(〇七七六) 三三一六六〇

〒九一八〇〇四

福井市西木田二一八一

児童手当が小学校3年生まで拡大されました

児童手当制度が拡大されました。

支給対象年齢が、現在の義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までから、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までに拡大されました。

新たに、児童手当等を受けようとされる児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日より、平成16年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

●平成16年度小学校入学児童等の保護者の皆様

（平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれ）

平成16年3月31日まで、当該児童に係る児童手当等を受給していた保護者の方は、特段の手続きは必要ありません。（児童手当等は4月以降も引き続き支給されます。）

上記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求または額改定認定請求が必要となります。（下記参照）

●平成16年度小学校2・3年生の児童等の保護者の皆様

（平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに就学前児童について児童手当等を受給されている保護者の方は額改定請求等が必要となります。なお、請求書のほか、認定に必要な添付書類は、

- ・年金加入証明書等（申請者が厚生年金加入者の場合）
- ・所得証明書（当該市町村にその年の1月1日に住所がなかった場合）

などとなっています。

（注）所得が一定額以上の場合、児童手当等が支給されない場合があります。

以上、詳しくは役場窓口（公務員は勤務先）にお問い合わせください。



児童手当制度の概要

●児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的にしています。

●児童手当制度のしくみ

1 手当の種類（児童手当法上の区分）

【3歳未満の児童】

- ①児童手当
- ②特例給付（法附則第6条給付）

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン（厚生年金に加入している方）等の特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給されます。

【3歳以上9歳到達後最初の3月31日までの児童（小学校第3学年修了前の児童）】

- ③小学校第3学年修了前特例給付（法附則第7条給付）
3歳未満の児童の児童手当に相当します。
- ④小学校第3学年修了前特例給付（法附則第8条給付）
3歳未満の児童の特例給付（法附則第6条給付）に相当します。

〈参考〉

【3歳未満の児童】

| （国民年金加入者） | （厚生年金等加入者） |
|-----------|--------------------------|
| ① 児 童 手 当 | ②特例給付（法附則第6条給付） ①児童手当 |

【3歳以上小学校第3学年修了前の児童】

| （国民年金加入者） | （厚生年金等加入者） |
|-----------------|---|
| ③小学校第3学年修了前特例給付 | ④小学校第3学年修了前特例給付 （法附則第8条給付） （法附則第7条給付） |

2 支給対象

児童手当等は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校第3学年修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当等は支給されません。

3 支給額

- 第1子 5,000円（月額）
- 第2子 5,000円（月額）
- 第3子以降 10,000円（月額）

4 支払時期

児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限限度額

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。

「福井障害者就業・生活支援センターふっとわーく」からのお知らせ

当支援センターは、障害（身体・知的・精神）をお持ちの方で就業を希望される方・離職した方・職場での定着が不安定な方に対して次のような事業を実施しています。ご相談ください。

＜支援内容＞

①就労へ向けた支援

●就労を希望する方に計画的なプログラムによって、就労について適切に支援します。

●就労のための情報提供やハローワーク等への同行支援を行います。

②就労定着へ向けた支援

●職場や家庭訪問等によって在職中の状況把握、職場不適應への対応、就労・生活全般にわたる相談を受け付けています。

③関係機関との連携

●ハローワークや障害者職業センター、養護学校、事業所等の関係機関との連携を深めて、就労支援ネットワークの構築をめざしています。

④事業主への支援

●雇用されている障害者について、障害の特性や能力等について適切な情報提供をすると共に、常に相談に応じています。

＜移動相談＞

●毎週水曜日 午後1時～4時

福井県社会福祉センター 2F 点字室（福井市光陽 2-3-22）

＜開設時間＞

●相談受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

お問い合わせ先

福井障害者就業・生活支援センターふっとわーく

〒910-3623 丹生郡清水町島寺67-30

☎0776-98-3747 FAX.0776-98-3672

E-mail : footwork.03@luck.ocn.ne.jp

自衛官募集

| 採用種目 | 応募資格者 | 受付期間 | 試験日 |
|-------------------|-------------------|--------------|---------------------------------|
| 航空学生 | 高卒(見込) 21歳未満の者 | 8/2 9/8 | 1次：9/23祝(木) 2次：10/16～21(1日) |
| 一般曹候補学生 | 18歳以上 24歳未満の者 | | 1次：9/28(土) 2次：10/9～15(1日) |
| 曹候補士 | 18歳以上 24歳未満 | 随時 | 9/16・17(木・金) |
| 2等陸士 海士・空士 | 男子 女子 | 8/2～9/8 | 9/26・27(日・月) |
| 防衛 大学校 学生 | 推薦 一般 | 9/6～9/8 | 9/25・26(土・日) |
| 防衛医科 大学校 学生 | 高卒(見込) 21歳未満の者 | 9/10 10/1 | 1次：11/13・14(土・日) 2次：12/14～17 |
| 看護学生 | 高卒(見込) 24歳未満の者 | | 1次：11/6・7(土・日) 2次：12/8～10 |
| | | | 1次：10/17(日) 2次：11/19・20 |

お問い合わせ先

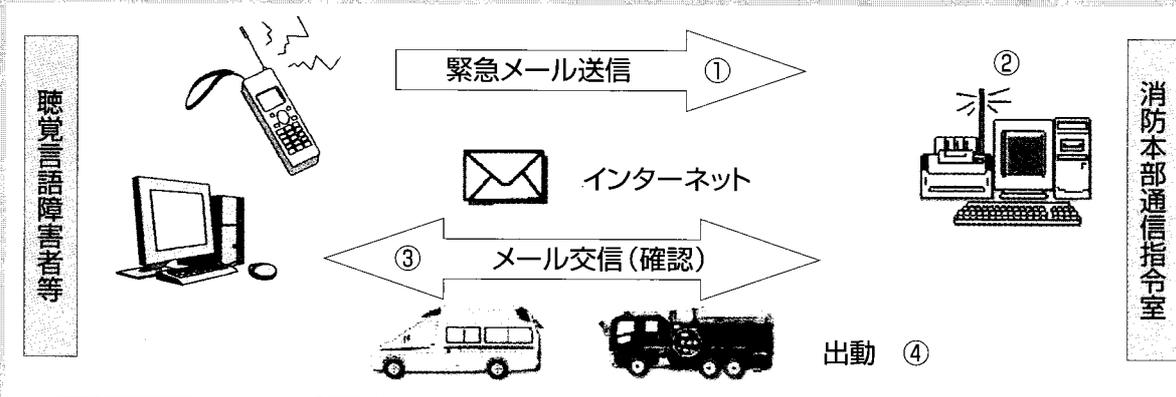
URL : <http://www.mitene.or.jp/~ploffukui/>

E-mail : ploffukui@mitene.or.jp

自衛隊大野募集事務所 ☎0779-65-6325

メールで緊急通報 平成16年6月1日 運用開始

大野地区消防本部では緊急専用FAXに加え、耳や言葉の不自由な方など会話による119番通報が困難な方が、携帯電話などのeメールを利用して119番通報ができる、eメール119番受信の運用を6月1日から開始しました。(大野地区消防組合の管内に居住・勤務・通学し利用登録された方が対象であり、通報は、大野地区消防組合管内【大野市・和泉村】に限ります)



1. eメール119通報流れ

- ①要請者 「どこで・なにが・どうしたか、自分の名前・住所等」をeメール119に送信します。
- ②消防本部 eメール119番を受信します。
- ③消防本部 内容が確認でき次第、受信したことを送信者にeメールで返信します。
- ④消防署 消防車または救急車が出動します。

2. 登録について

- (1) 利用希望者の登録制としており、eメール119番のアドレスは一般公開いたしません。
- (2) 利用案内書の記載事項を遵守できる方
- (3) 利用申込書の配布
大野地区消防本部・和泉分遣所、大野市福祉事務所(福祉課)、和泉村総務課村民生活室、大野市社会福祉協議会、和泉村社会福祉協議会にて配布しております。
- (4) 申込書の提出および、お問い合わせ
大野地区消防本部にて常時行っております。
☎(0779)66-0119 FAX(0779)65-7939
e-mail : s-tusin@city.ono.fukui.jp
(メール119のアドレスではありません)

食改(い)
 2ん(は)ち(は)

No.17

郷土料理を訪ねて

食生活改善推進員の全国組織、日本食生活協会が出版しました、「長寿日本伝承の味」の中から、沖縄の郷土料理をご紹介します。



テビチ汁 (5人分)

豚足1.5kg 水12カップ 昆布40g 大根600g
かつおだし適量 塩小さじ1.5 醤油小さじ1/2
① 豚足を湯で洗い、長さ6cmの輪切りにする。大根は大きめの角切り、昆布は水でもどし結び昆布をつくる。
② 鍋に豚足と水12カップを入れ、沸騰するまで強火で、あとは弱火でアクを取りながら2時間ほど煮込む。軟らかくなったら、大根、昆布、塩少々を入れて煮る。豚足の身がはずれるくらいになったら、かつおだしを補い、醤油、塩で味を調える。



サーターアングギー (23個分)

薄力粉500g ベーキングパウダー小さじ2 卵4個
砂糖300g 油大さじ2 塩小さじ1
① 薄力粉とベーキングパウダーをふるいにかけ、よく混ぜる。ボウルに卵、砂糖を入れ、泡を立てないように勢よく混ぜる(混ぜすぎないよう注意)。油を加え、1~2回軽く混ぜ、粉を加えてボウルの周りから大きく混ぜる。これを冷蔵庫でねかせる。
② 厚手の鍋に揚げ油を入れ、165℃程度に熱し、生地を直径3~4cmに丸め、ゆっくり揚げる。片方が割れてチュリーリップ状になったらでき上がり。



ゴーヤーチャンプルー (5人分)

ゴーヤー600g 沖縄豆腐320g 卵2個 けずりがつお少々 塩小さじ1 油小さじ3
① ゴーヤーは縦二つに割り、種とわたをスプーンで取り除く。半月の薄切りにし、塩少々を振りかける。豆腐は十分水気をきる。
② 鍋に油を熱し、豆腐を一口大に手で割り入れ、表面に焦げ目がつくまで炒め、けずりがつおとゴーヤーを炒め、塩で調味する。
③ 卵を流し入れ、全体に混ぜ合わせ、火を通す。

穴馬のむかし話 (十五)

うそつき太郎の話

昔、穴馬村の庄屋の下男にうそつき太郎と云う嘘つき名人がいました。ある日庄屋さんの云いつけて山へたき取りに行きましたが、急げ者の太郎は、遊んでばかりいて一本のたきも取らずに夕方庄屋の家に帰って来ました。
「どうして、たきを取らずに帰って来たのじゃ!!」庄屋が怒ると、「たきを取ろうとしていたら、山で立派なわしの菓を見つけて、それを取ろうと今までかかってしまったんじや」と嘘をついたのです。
わしの菓と聞いて「それじゃ、わしをそこに連れて行け」と、庄屋さんは怒るのも忘れてそこに連れて行くことを約束させました。
翌日、山に行くと「ほれ、菓のあるんはあそこじゃ!!」大きな木の下来て指をさしました、でもいくら捜してもありません、もともと嘘をついたのだから、「おい、わしの菓なんか無いではないか、お前、木に登って取って来い!!」すると木に登って、あたりを見回すと「あれ、大変じゃ!!」庄屋さんの家が火事で燃えてるぞ!!」大きな声で叫びました。
驚いた庄屋さん、あわてて帰ってみると、何とも無い!!「この嘘つきが!!」度重なる嘘にとうとう頭にきて、太郎を空俵に入れて「この嘘つきをこのまま川に流して来い!!」と別の下男に言いつけました。
運ばれる途中、俵を担いでいる下男に「俺は、ここに有り金全部ある、どうせこのまま川に放り込まれて死

ぬ身だ、この金はお前に上げるから、酒でも飲んでこいや!!」酒好きの下男はそう聞いて大喜び、俵をそこに置くと、酒を飲みに行ってしまった。
そこに目の見えない座頭が通りかかって、持っていた杖で俵を突いたら「こら、何するんだ!!」中から大声で「俺は今、この中で見えなくなっただけの目治療をしていたのに痛いじゃないか!!」座頭の顔を見てとっさうそを言いました。「そんなことして、本当に目が治るのかのう?」「ここに半日入っていたら、どんなに目の不自由な人でも治ってしまうんだ。」座頭はすっかり信じてしまい「ここに一両ある、これでそれを譲ってくれんか!!」太郎は俵の口を空けてもらい、その場から消えてしまいました。
そこへ、酒をたらふく飲んだ下男が帰ってきて、そのまま俵を川に放り込んでしまいました。
危ない所を助かった太郎は座頭から巻き上げたお金で土産物をいっぱい買い込み、何食わぬ顔で庄屋さんのところに現われ「川に放りこまれたから、亀に助けられて龍宮城に行ってきた、帰りにこんなに土産もらってきただ、庄屋さんもいっぺん行ってくるがいいぞ!!」
又、すっかりだまされた庄屋さんは、俵に入って川へ放りこむように下男に頼んで、いつまでたっても川の中から帰って来れずに、太郎はそのまま庄屋になったんそうなの。

主な行事予定

8月 

- 3日(火) 第21回村民ゲートボール大会
(ふれあい公園 JR九頭竜湖駅裏)
- 15日(日) 成人式 (ふれあい会館)

9月 

- 8日(水)・9日(木) 第31回村民ソフトボール大会
(村民グラウンド)

10月 

- 3日(日) 第48回村民体育大会
- 16日(土) フォーラム青葉の笛
(第20回国民文化祭プレフェスティバル)
(歴史の里)
- 19日(火) 第33回村民卓球大会
(村民体育館 上大納)
- 30日(土)・31日(日) 第25回九頭竜紅葉まつり
(九頭竜国民休養地)

11月 

- 5日(金)・6日(土)・7日(日) 総合文化祭
(農林業者トレーニングセンター)



夏季の軽装勤務にご協力を

オフィスからの温室効果ガス排出量の削減をめざす取り組みとして、役場では今年も六月二十一日から九月十八日までの期間、「夏のエコスタイル」運動を行います。村民の皆様には、軽装で対応させていただきますが、ご協力をお願いします。

村立図書館からのお知らせ 県立図書館インターネット 予約サービスのご案内

県立図書館では図書・資料をインターネットで予約し、村立図書館を通じて受け取ることができるサービスが行われています。また、県内の市町村立図書館と連携した相互貸借サービスも合わせて実施しています。

☆このサービスを利用するには…

県立図書館でインターネット予約サービスの申込申請が必要です。(県立図書館で登録をされていない方は、このサービスを利用することができません。)

ただし、県立図書館へ来館できない方やインターネットが使えない方は、村立図書館を通じて県立図書館の図書や資料を利用することができますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 和泉村教育委員会内
和泉村立図書館 (☎ 78-2110)

労働に関する皆様からのご相談をお受けします

県では、下記のとおり労働に関する相談窓口を設けております。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、育児・介護などの労働条件、雇用、職業能力開発に関する事など、労働問題でわからないことやお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

福井県中小企業労働相談所 福井市大手3丁目17-1
福井県産業労働部労働政策課内 ☎0776-20-0389

※労働相談員 奥越合同庁舎
大野市友江11-10 ☎65-1280(内線252)
月、火、木、金 9:00~17:00

8月は経済産業省主唱による
「電気使用安全月間」です。
電気はムダなく安全に使いましょう



受けて安心、安全調査
ISO9001 認証登録
財団法人 北陸電気保安協会

●おくやみ●

奥村 仁 美さん 四十七歳(朝日)

六月届出分



●あかちゃん●
名前 森 葉乃ちゃん 長女 忍さん(貝皿)
続柄 保護者 住所 和泉村立図書館 (☎ 78-2110)

人々のうづき